新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けた在留諸申請の取扱いについて



1 帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い

- ①「短期滞在」で在留中の方
 - ⇒ 「短期滞在(30日)」の在留期間更新を許可する。
- ②「技能実習」又は「特定活動(外国人建設就労者又は外国人造船就労者)」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合。
 - ⇒ 「特定活動(30日・就労可)」 への在留資格変更を許可する。
- ③ その他の在留資格で在留中の方(上記②の者であって, 就労を希望しない場合を含む。)
 - ⇒ 「短期滞在(30日)」への在留資格変更を許可する。
- ※ 上記①~③について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能。
- 2 技能実習生で技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない場合の取扱い
 - ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更を許可する。
- 3 技能実習2号を修了する者で「特定技能1号」への移行のための準備が整っていない場合の取扱い
 - ⇒ 移行準備の間,「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更を許可する。
 - ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化。

4 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

- ① 在留資格認定証明書の有効期間に関する措置
 - ⇒ 通常は「3か月間」有効な在留資格認定証明書を、当面の間、「6か月間」有効なものとして取り扱う。
- ② 申請中の案件について、活動開始時期の変更希望が示された場合
 - ⇒ 受入機関作成の理由書のみをもって審査する。
- ③ 再入国出国中に在留期限を経過した方など、改めて在留資格認定証明書交付申請が行われた場合
 - ⇒ 申請書及び受入機関作成の理由書のみをもって審査する。
- ※ 上記①~③について、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により予定に変更があった方を広く対象とする。</u>